

廃棄物処理施設に対する行政処分について

平成 16 年 11 月 1 日 (月)
環境部環境管理課
担当：小野、大島、峯村
TEL(直通)026-224-8034 (内)3015
廃棄物対策課
担当：徳武、高木
TEL(直通)026-224-7320 (内)3044

ダイオキシン類の発生抑制及び廃棄物焼却炉に対する監視指導の一環として、市内に設置される焼却炉の排ガス中のダイオキシン類を測定したところ、平成 16 年 10 月 29 日に結果が判明し、下記事業所の焼却炉で排出基準違反が確認されましたので、公表します。

1. 違反事業者及び測定結果

事業所名称 (焼却炉設置場所)	設置年月日	検体名	焼却能力 kg/h	測定結果 ng-TEQ/m ³	排出基準 ng-TEQ/m ³
有限会社 マルシヨー (篠ノ井山布施 8203)	平成 15 年 10 月 31 日	排ガス	175	6.1	5*
佐藤建工 (篠ノ井小松原 2465-1)	平成 11 年 12 月 31 日	排ガス	199	110	10

*平成 12 年 1 月 15 日以降に設置した炉については新しい排出基準(5 ng-TEQ/m³)が適用される。

2. 事業者への対応

平成 16 年 11 月 1 日、違反事業者に対し、市長がダイオキシン類対策特別措置法第 22 条第 1 項に基づき、廃棄物焼却炉の使用停止命令及び改善命令を行いました。

(1) 命令内容

- 平成 16 年 12 月 20 日まで廃棄物焼却炉の使用を停止すること。
- 排ガス中のダイオキシン類濃度を排出基準以下になるように必要な措置を講じること。

(2) 理由

ダイオキシン類対策特別措置法第 8 条第 1 項に定める基準に適合しないため。

*単位についての説明

ダイオキシン類とは 200 種類以上ある有機化合物群の総称で、それぞれ毒性の強さが異なります。このため、それぞれの物質について国で定めた係数を用いて、もっとも毒性の強いダイオキシンに換算しなおし、合計して表記しています(毒性等量:TEQ)。

排ガス中のダイオキシン類の濃度は、大気 1 立方メートルあたり何 ng(ナノグラム)のダイオキシンが含まれているかで表します。なお、ng は 10 億分の 1 グラムを表す単位です。